

2026年1月27日

お取引先の皆様

大林ファシリティーズ株式会社

「お取引先の皆様との交際に関するガイドライン」の制定について

当社グループは、大林組基本理念で掲げる持続可能な社会の実現に向けて、「大林グループCSR調達方針」を制定し、当社グループの役職員がCSR調達を推進するうえで遵守すべき事項を「CSR調達活動の基本方針」として、同方針に基づき当社グループの調達先となるお取引先（以下、「お取引先」という）の皆様実践を求める事項を「CSR調達ガイドライン」として定めております。

これらは、当社グループの役職員に「高い倫理観を持ち、公正な競争ルールに基づく事業活動を実践する」こと、お取引先の皆様に対して「(当社グループの役職員との関係において) 不適切な利益の供与や受領を行わない」ことを求めるものでありますが、これまで当社グループとお取引先の皆様との交際に関して、具体的なルールや判断基準等は設けておりませんでした。

本状況を踏まえ、今般、当社グループに所属する全ての役職員が、お取引先の皆様と良好かつ適切な関係を築いていくうえで指針とすべきガイドラインを制定することといたしました。

つきましては、下記のとおりご案内いたしますので、お取引先の皆様におかれましてもご理解・ご協力いただくとともに、後次の商流の方々にも周知していただきたくご協力をお願い申し上げます。

記

1 本ガイドラインの対象者

当社グループに所属する国内勤務の全ての役職員

※海外勤務者については、それぞれの国の法や商慣習を勘案して別途ガイドライン等を整備します。

2 本ガイドラインにおける「お取引先」の定義

当社グループが、現在または将来、業務や資機材等を発注する或いは発注する可能性のある全てのお取引先を、本ガイドラインにおける「お取引先」と定義します。

3 本ガイドラインの内容

別添のリーフレット「お取引先の皆様へご協力のお願い」をご覧ください。

※当該ガイドラインは、お取引先の皆様との業務上必要な交際を妨げるものではなく、当社グループの役職員が、お取引先の皆様のご負担による接待や贈与等を受けることを禁止するものです。

4 施行日

2026年2月1日

5 お問い合わせ先

(1) ガイドラインに関するお問い合わせ先 ※メールでのみ受付いたします。

大林グループ企業倫理相談・通報窓口 compliance_box@mb.obayashi.co.jp

(2) 当社グループ役職員の行為に関する相談・通報先

大林グループ企業倫理相談・通報窓口

メール：compliance_box@mb.obayashi.co.jp

電話：03-5769-2414

以上

お取引先の皆様へご協力をお願い ～お取引先の皆様との交際に関するガイドラインの制定について～

大林グループでは、全ての役職員がお取引先の皆様と良好かつ適切な関係を築いていくうえで指針とすべきガイドラインを制定いたしました。(当社では2026年2月1日から施行)

本ガイドラインは、お取引先の皆様との業務上必要な交際を妨げるものではなく、当社グループの役職員が、お取引先の皆様のご負担による接待や贈与等を受けることを禁止するものです。お取引先の皆様におかれましても、本ガイドラインの趣旨をご理解のうえ、ご協力ください。



「お取引先」の定義

当社グループが、現在または将来、業務や資機材等を発注する或いは発注する可能性のある全てのお取引先(※1)を対象とさせていただきます。

但し、該当するお取引先及びその役職員の方との間での「私的な関係(※2)」に基づく交際については、会社の業務と関わりがないと認められる場合には、本ガイドラインの対象とはいたしません。

(※1) 協力会社(一次協力会社およびその後次の協力会社ならびに協力会社に製品を納入するメーカー等を含む)、業務委託先(測量、調査、設計、積算、模型作成、システム開発、システム運用、コンサルティングなど)、材料・資機材等の仕入れ先およびその他商品・サービスの提供等を当社グループが受けるお取引先をいい、業種や当社グループの発注内容を問いません。

(※2) 「私的な関係」とは、お取引先と当社グループ役職員における各々の業務上の立場によらない関係のことであり、例えば親戚、幼なじみ、近所付き合い、同級生等としての私的な交友関係などがこれに該当します。

大林グループ役職員の禁止される行為

禁止に該当しない行為

1 お取引先から飲食・ゴルフ・旅行等の接待を受けること

- ・当社グループ出席者の費用を出席人数に応じてお取引先と等分負担するなど、当社グループ側の費用をお取引先に全くご負担いただかないこと
- ・会議等で簡素な飲食物の提供を受けること
- ・お取引先が主催する式典等における会食

2 お取引先から金銭(ビール券、商品券等の金券を含む)・物品・不動産等の贈与・貸付等を受けること

- ・社名入りカレンダー・手帳・タオル等、社交儀礼の範囲内の記念品等を受けること
- ・会社または部門宛の社交儀礼の範囲内の手土産等(金券は除く)を受領すること
- ・当社グループ役職員個人の冠婚葬祭に対する社交儀礼の範囲内の香資・祝儀等を受けること

3 お取引先から無償または著しく低額な対価でサービス・役務の提供を受けること

—

4 自ら(会社・役職員個人)が負担すべき費用をお取引先につけ回しをすること

—

大林グループ役職員の行為に関する相談・通報先

本ガイドラインにかかわる当社グループ役職員の行為に関するご相談や通報につきましては、既設の相談・通報窓口である「大林グループ企業倫理相談・通報窓口」をご利用ください。

ご相談・通報等は当社企業倫理担当部門において適切に対応させていただき、秘密を厳守いたします。また、ご相談・通報等を行ったことで、当社グループとの取引において不利益を被ることはありません。

大林グループ企業倫理
相談・通報窓口

メール compliance_box@mb.obayashi.co.jp

電話 03-5769-2414 (受付時間:平日8:30~17:15)

大林グループ

大林ファシリティーズ株式会社